

令和5年7月13日
208・209会議室

令和5年第13回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和5年第13回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和5年7月13日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時26分

2 場 所 208・209会議室

3 出席者

教育長 栗原 寛

教育委員 石本 一弘 伊藤 憲春

小林 章子 小柳 郁美

署名委員 小林 章子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 齋藤 真志 教育総務課長 小林 直弘

学校施設建替担当課長 鈴木 信貴 学務課長 澤田 克己

指導課長 佐藤 達哉 統括指導主事 片山 伸哉

統括指導主事 野津 公輝 教育支援課長 鈴木 峰宏

学校給食課長 青木 勇 生涯学習推進センター長 庄司 康洋

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 和田 健治 柏崎 彩花

案 件

1 議案

- (1) 議案第 25 号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第 26 号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第 27 号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (4) 議案第 28 号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について
- (5) 議案第 29 号 立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について

2 協議

- (1) 西砂図書館の臨時休館について

3 報告

- (1) 第二小学校／高松児童館／曙学童保育所複合施設の整備について
- (2) 第三小学校／錦児童館／錦学童保育所複合施設整備及び立川第三中学校の建替について
- (3) 立川市新学校給食共同調理場整備運営事業変更契約について
- (4) 砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の整備について

4 その他

令和5年第13回立川市教育委員会定例会議事日程

令和5年7月13日

208・209会議室

1 議案

- (1) 議案第25号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第26号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第27号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (4) 議案第28号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について
- (5) 議案第29号 立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について

2 協議

- (1) 西砂図書館の臨時休館について

3 報告

- (1) 第二小学校／高松児童館／曙学童保育所複合施設の整備について
- (2) 第三小学校／錦児童館／錦学童保育所複合施設整備及び立川第三中学校の建替について
- (3) 立川市新学校給食共同調理場整備運営事業変更契約について
- (4) 砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の整備について

4 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただ今から、令和5年第13回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に小林委員、お願いいたします。

○小林委員 はい、分かりました。

○栗原教育長 よろしくお願いいたします。

本日は、議案5件、協議1件、報告4件でございます。その他は、議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日、第13回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、学務課長、指導課長、片山統括指導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

◎議 案

(1) 議案第25号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 それでは、1議案(1)議案第25号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 議案第25号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

2ページ以降の横使いの新旧対照表をご覧ください。

この処務規則につきましては、教育委員会事務局の組織等を定めている規則になります。

今回の改正内容でございますが、新学校給食共同調理場、名称は東共同調理場となりますが、この共同調理場の設置に伴い、第2条に規定しております学校給食課の現在の給食係を東調理場係と西調理場係の2つの係に組織を改正するとともに、3ページの第4条に規定しておりますそれぞれの係の事務分掌を整理しまして、規定を改めるものでございます。

4ページ目になりますが、今回の改正内容の施行日は、令和5年8月1日からとなっております。

説明は以上となります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 東調理場と西調理場に分かれたということで、第4条のところに東調理場と西調理場を分けてその内容が書かれています。

それを見比べますと、東調理場係は5号まであって、西調理場係が6号まであるんですけども、西のほうに「栄養士の統括に関すること」と東にはないものが入っています。この違いというのはどういうことなのでしょう。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 東調理場係と西調理場係につきましては、それぞれ栄養士が配属される係となります。献立や学校の食育指導、そういうものをやるわけなのですが、2つに分かれることから、統一的な対応を取るもの、そういうものについては西調理場係で統括をするという考え方をもって1項目多くなっております。

以上です。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 分かりました。ということは、東調理場係には栄養士さんはいらっしゃるけれども、統一した内容のことに関しては西調理場係の方がやられるということですね。西調理場係と東調理場係のつながりはどうなのかなと思っていたのですが、今のお話を伺って、情報共有のようなことは十分にされるのだと思いました。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 それではお諮りいたします。議案第25号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第25号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則については承認されました。

◎議 案

(2) 議案第26号 立川市学校管理運営規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 続きまして、1議案(2)議案第26号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 議案第26号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

この学校管理運営規則につきましては、学校のさまざまな管理運営について必要な事項を定めている規則となります。

これまで、小学校の単独調理校、第一小学校から第八小学校までの8校につきましては、当該学校において給食を調理してきましたが、新学校給食共同調理場の設置に伴い全校の給食が共同調理場方式に移行します。このことから、立川市立学校管理運営規則の第10条に規程しております小学校に従事する職員の中の栄養士と調理に従事する職員、こちらの職員の規定を削除するものでございます。

今回の改正内容の施行日は、先ほどの立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則と同様に令和5年8月1日からとなっております。

説明は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 栄養士と調理職が各校にいらしたのが、調理場になることによって、その方たちは実際はどうなるのでしょうか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 小学校に配属していた栄養士については、学校給食課配属となりまして、東共同調理場もしくは西共同調理場に勤務することとなります。調理職にある者については、組合交渉も行いまして、8月1日付で職種が変更になります。用務職に変更という形で、一般用務に従事する職員として小学校なり中学校に勤務するという形でございます。

以上でございます。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 ありがとうございました。どなたも失職されないということで、良かったと思います。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほかはないようでございます。それではお諮りいたします。議案第26号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則については、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第26号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(3) 議案第27号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

○栗原教育長 続きまして、1議案(3)議案第27号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 議案第27号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。

この規程につきましては、教育委員会事務局職員の勤務時間の割り振り等について定めている規則となります。

こちらの改正につきましても、小学校の単独調理校が新学校給食共同調理場の設置に伴い、全校の給食が共同調理場方式に移行することから、4ページの右側の表の左から2番目で規程しております「学校の給食に関する業務に従事する職員で立川市立学校設置条例別表に定める立川市立小学校に勤務する職員」がなくなりますので、こちらの表の一部を改正しまして削除するものでございます。

改正内容の施行日につきましても、同様の令和5年8月1日からとなっております。

説明は以上でございます。

- 栗原教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

- 栗原教育長 質疑はないようでございます。それではお諮りいたします。議案第27号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程については、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第27号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(4) 議案第28号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について

- 栗原教育長 続きまして、1議案(4)議案第28号、立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

- 小林教育総務課長 議案第28号、立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。

この規程につきましては、学校における校長及び副校長の決定すべき事案等について定めている規程となっております。

全ての小・中学校において、令和5年度2学期から給食費の取り扱いが私費会計から公会計に移行いたします。このことから、3ページの右側の表の一番下の下線部分ですが、校長の決定すべき事案に規程してございます「給食費の執行管理及び決定に関すること」、こちらの規定を削除するものでございます。

今回の改正内容の施行日は、先ほどと同様の令和5年8月1日からとなっております。

説明は以上でございます。

- 栗原教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

- 栗原教育長 質疑はないようでございます。それではお諮りいたします。議案第28号、立川

市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号、立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第 29 号 立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について

○栗原教育長 続きまして、1 議案 (5) 議案第 29 号、立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 議案第 29 号、立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。

教育委員会事務局職員を含みます市職員全体の勤務時間について、柔軟な勤務時間の設定を可能にすることにより、時間外勤務の縮減や働きやすさの改善を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、時差勤務制度を見直すこととしました。そこで、教育委員会事務局職員の時差勤務制度について定めているこの規程につきまして、改正を行うものでございます。

主な改正内容をご説明させていただきます。

3 ページの第 5 条になります。時差勤務の利用の要件でございます。右側の表にありますとおり、現在は夜の会議や説明会に出席といった公務都合に限っていましたが、この要件を左側の表にありますとおり「小学生以下の子どもの養育」「要介護者の介護」で時差勤務を必要とする場合など、また私事都合で一月に 5 回まで時差勤務を利用することができる規程に改正するものでございます。

また、4 ページと 5 ページに別表で規程してございます時差勤務の勤務時間につきまして、右側の表にありますとおり勤務の開始時間を 9 時 30 分から 10 時 30 分からといった 1 時間刻みだったものを、左側の表にありますとおり 30 分刻みの時間帯に改正しまして、職員個々のさまざまな状況に合わせ、利用しやすい制度に改正するものでございます。

今回の改正内容の施行日は、令和 5 年 8 月 1 日からとなっております。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 3 ページなのですが、第 5 条 (5) で「この事由による時差勤務は、1 月に 5 回までしか行うことができない」ということなのですが、この 5 回にした理由は何かありますで

しょうか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 1号から4号までは小学生以下の子どもの養育など、そういったところで回数の制限はないのですが、ここは私事都合で、例えばフレッシュしたいなど、そういった理由で一月に5回までという制限がございます。詳細は私のほうも確認できていない部分がありますが、人事課が他市の事例などを確認しまして、他の自治体と同様な規程というところで5回にしたのだと思います。

以上でございます。

○栗原教育長 少し補足をしますと、これは教育委員会だけの時差勤務の規程というよりかは、市全体の変更に合わせた形になります。市長部局を含めた取り扱いについては市長部局の人事課のほうで決めておりまして、それを受けて教育委員会のこの規程も改正をしているということでございます。おおむね、今、小林教育総務課長が申し上げたとおり、他市事例等を参考にした中で、こういった回数を決めているところということで理解していただければ幸いです。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 感想なのですけれども、いまさら、今やとなのかという気がしています。本当にワーク・ライフ・バランスは大事なことで、この規程ができたことで気持ちよく自分で勤務時間を調節できますし、それを仕事の励みとして、ぜひ皆さん、これからもこの規程を利用しながら充実したワーク・ライフ・バランスを取って、良い仕事をしていただけたらなと思います。頑張ってください。

○栗原教育長 ご意見ということで承ります。

ほかはいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 これだと出社が9時半や10時半などと、出社の時間が決まっていて帰りの時間も決まっているというルールになると思うのですが、ほかの会社だと、例えば1時間ごとに今日は5時ではなくて3時で帰りたい、2時間有休を取りますなどということをやったり、昼休みを少し長く2時間足して昼休みを3時間にしてなど、結構融通が利いているような会社もあるかと思うのですが、公務員の方というので難しいかもしれないのですが、そういったことも考えられているのでしょうか。

○栗原教育長 時差勤務と時間休等との併用や、その取り扱いについてです。

小林教育総務課長、お願いします。

○小林教育総務課長 年次有給休暇は丸一日取れるのがありますし、半日や、また1時間の単位で取得することもできます。例えば、勤務時間をずらした時にやはりそこで早く帰りたいということであれば1時間休や2時間休など、そういったことも取得することができる制度でございますので、柔軟にご本人の都合でできるということがございます。ただ、私どもの市役所の業務は窓口職場があるので、例えばですが、全員が時差勤務や時間休を取ってしま

うと窓口にも誰もいないというようなこともあり、当然市民サービスをきちんと確保しなければいけませんので、そこは所属長が全体をマネジメントしながら、前月までに本人が申請を出して、この日であればこの職員が時差勤務を利用しても窓口に影響がないなど、そういったところはきちんと対応しながらやっていくということでございます。

以上でございます。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほか質疑はないようでございます。それではお諮りをいたします。議案第29号、立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第29号、立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎協 議

(1) 西砂図書館の臨時休館について

○栗原教育長 続きまして、2 協議 (1) 西砂図書館の臨時休館について、に入ります。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、西砂図書館の臨時休館についてご説明いたします。

本件につきましては、立川市西砂学習館中規模改修工事において図書館部分の改修工事が行われるため、図書館条例の規程に基づき臨時休館するものであります。

臨時休館対象館及び期間につきましては、1 にお示ししたとおりでございます。

なお、地区図書館におきましては、この期間における定例の休館日は第2と第4の月曜日でありますので、4日間を含んでございます。

実施するサービスでございます。所蔵資料の他館への貸出、ブックポストへの返却、電話によるナクソス・ミュージック・ライブラリーのIDとパスワードの交付、電話による簡易レファレンスを行うこととしております。

なお、昨年の錦学習館の中規模改修工事における錦図書館部分の改修工事は、学習館の廊下で予約資料の貸出スペースを設けることができましたが、今回はそのスペースを確保できないということでありますので、資料の貸出を行うことができません。図書館としましては、混乱が起きないように利用者周知の徹底を図ってまいります。周知方法としましては、『広報たちかわ』8月25日号、図書館ホームページ、公式ツイッター、館内掲示、図書館で配布するカレンダーで周知を図ってまいります。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 立川市はラインもありますけれども、中央図書館がお休みの際には連絡が入っていましたが、こちらのほうはラインは使わないのでしょうか。

○栗原教育長 池田図書館長、お願いいたします。

○池田図書館長 現時点では周知方法の中に入っていなかったのですが、今、小林委員からご指摘いただきましたのでラインの活用、周知方法がこの休館の周知に適しているかどうかということを精査した上で、より市民周知に適しているということであれば行うことといたします。

以上です。

○栗原教育長 ご提案ありがとうございます。それにつきましては、検討させていただきます。

ほかはいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 西砂図書館が使えない期間に、例えばWebで本を予約することはできると思うのですが、その時に西砂図書館を選んでも予約はできてしまうのでしょうか。もし、その時に予約をしようとしたら西砂は使えませんというようなことがホームページ上で出ると、予約をする時に周知をすることができるかなと、今、ふと思いました。小林委員のラインのほかに、何かそういった周知方法は技術的にできるのかどうかというのをお伺いしたいです。

○栗原教育長 予約の方法ということで、池田図書館長、お願いいたします。

○池田図書館長 確かに小柳委員ご指摘のとおり、予約で資料の受け取りを西砂図書館にしますと、表示されないシステムに変更すると思います。その時に利用者がどうしてだと、なぜだと混乱を招かないような体制、システム上の利便性がより利用者に分かりやすくなるように工夫してまいります。

以上です。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 私は西砂図書館に本を予約して取りに行くことがあるので、忘れて予約をしてしまったり取りに行ったらやっていないということがあるとびっくりしてしまうので、ぜひお願いします。

以上です。

○栗原教育長 ほかにいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほかに、質疑はないようでございます。それではお諮りをいたします。2協議(1)西砂図書館の臨時休館について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、2協議(1)西砂図書館の臨時休館について、は承認されました。

◎報 告

(1) 第二小学校／高松児童館／曙学童保育所複合施設の整備について

○栗原教育長 続きまして、3 報告 (1) 第二小学校／高松児童館／曙学童保育所複合施設の整備について、に入ります。

鈴木学校施設建替担当課長、説明をお願いいたします。

○鈴木学校施設建替担当課長 第二小学校／高松児童館／曙学童保育所複合施設の整備につきましては、令和 9 年度第 2 学期からの供用開始を目標に、令和 4 年 9 月に第二小学校／高松児童館／曙学童保育所複合施設整備基本計画を策定し、これに基づき令和 5 年 4 月 10 日に実施方針と要求水準書 (案) を公表いたしました。その後、実施方針と要求水準書 (案) に関する質問・意見に対する回答を 5 月 23 日に公表し、7 月 3 日に入札公告及び入札説明書等の公表を行いました。今後は、10 月の入札開札を経て、令和 6 年 1 月に落札者を決定し、同年 3 月の第 1 回市議会定例会で契約議案を審議いただき、同月下旬に契約締結をする予定としております。

これらの入札手続きにおきましては、関係部課長等で組織する庁内検討委員会を設置するとともに、学識経験者から助言をいただき進めてまいります。

また、今後の事業の進捗に合わせて、適宜保護者や地域の皆さま等の意見をお聞きしながら事業を進めてまいります。

報告は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 お願い発言ということで発言させていただきます。今後、このように校舎の改修・改築等が行われていくと思うのですが、まだ細部の打ち合わせは当然取り扱い業者も決まっていない状況なので難しいのですが、予定表を見ますと、スケジュールは例えば令和 9 年度の年度の途中から新校舎・新体育館が使えるような予定になっています。ぜひ当然そのようにお考えになっていると思うのですが、学校としても準備ができるような夏休みを挟んで、かなうことであれば 2 学期のスタートに使えるような形でご配慮を、当然、工事が絡むことなので「分かりました」ということはできないと思うのですが、そのようにお願いできるとありがたいなということでございます。

以上です。

○栗原教育長 鈴木学校施設建替担当課長、お願いいたします。

○鈴木学校施設建替担当課長 ご意見ありがとうございます。私どもとしても、運営をしながら建替えをしていくということもございますので、まず仮設校舎に引っ越すタイミングも現在は令和 6 年度末の春休みに引っ越しをして、仮設校舎のほうで授業をしていき、それから、新校舎の建設のタイミングを令和 9 年度の夏休み前ということで調整をしまして、夏休

み期間中に引っ越して、令和9年度2学期から運用開始できるようにということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○栗原教育長 ちなみに、第一小学校の建替えの際も、やはり夏休みに引っ越しを行って、校庭等はその後でしたけれども、校舎は2学期から供用開始でした。若葉台小学校については、校舎ができてから比較的引っ越しがしやすかったという状況もありますので、それは春休みで4月から利用ということでした。

やはり、今、石本委員から言われたとおり、学校としても動きやすいところを狙ったタイミングで引っ越し等を行ってまいりたいと思っております。またこれが近づいた時に、詳細スケジュールについては組んでいきたいと思っております。

ほかはいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 1つ質問なのですが、今の校庭をそのまま使うということで合っていますでしょうか。

○栗原教育長 鈴木学校施設建替担当課長、お願いいたします。

○鈴木学校施設建替担当課長 まず、令和6年度中に仮設校舎の建設が校庭内で始まりますので、その際には一部のスペースを残して仮設校舎の建設を行います。ですので、その一部の部分は使える形で進んでいきます。その後も、校舎の建替えに進んでいきますが、既存校舎を解体して、そこに新しい建物を建てる形を考えておりますので、仮設校舎を建てる時に配置した仮設の校庭の部分がそのまま残る形で続いていきます。その後、新校舎の建物ができましたら、仮設校舎から引っ越しを行い、仮設校舎を解体しますが、解体した後に校庭全部を整備いたしますので、令和9年度の2学期から年度末までは校庭がほぼ使えないといった状況が発生しますが、そういったスケジュールで考えていくこととしております。

以上です。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ありがとうございます。校舎を造っている間は少し校庭は小さくなるということだと思いますので、なるべく早く校庭を使えるようになるといいなと思います。

以上です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。もう十分に分かっているとは思いますが、周辺の道路の状況はなかなか厳しいものがあると思いますので、安全に配慮しながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お願ひです。

○栗原教育長 今、伊藤委員からのお願ひですけれども、私どもは建替えだけではなく、さまざまな工事の際にはそういったことで周囲環境に配慮しなければいけないということはある

ますので、その辺には十分に配慮して工事を行いたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

- 栗原教育長 ほかに質疑がないようでございます。これで、3 報告 (1) 第二小学校／高松児童館／曙学童保育所複合施設の整備について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 第三小学校／錦児童館／錦学童保育所複合施設整備及び立川第三中学校建替について

- 栗原教育長 続きまして、3 報告 (2) 第三小学校／錦児童館／錦学童保育所複合施設整備及び立川第三中学校建替について、に入ります。

鈴木学校施設建替担当課長、説明をお願いいたします。

- 鈴木学校施設建替担当課長 第三小学校／錦児童館／錦学童保育所複合施設整備及び立川第三中学校建替につきましては、さきの令和5年第5回教育委員会定例会でご報告したとおり、一体的な事業として進めることを見据え、整備基本計画を一体的に作成することとして作業を進めております。整備基本計画に意見を反映させるために、児童・生徒や保護者及び利用者等のアンケート調査を実施するほか、保護者・近隣住民等を対象とした意見交換会や説明会を開催する予定です。

全体スケジュールは先行事例を参考におおむねの目安を示しておりますが、建物配置や仮設校舎の有無及び工事スケジュール等を検討し決定したいと考えております。

これらを踏まえ、2校の整備を一体的に進めることについてのメリットとデメリットを精査し、整備基本計画を作成してまいります。

また、今後の事業の進捗に合わせて、適宜保護者や地域の皆さま等の意見をお聞きしながら事業を進めてまいります。

報告は以上です。

- 栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

- 石本委員 これもお願いになってしまうのですが、当然、施設を複合化していくということについては、地域住民のさまざまな思いもあるかと思っておりますので、その辺を丁寧に聞き取っていただいて、最終的にそういうことであれば賛成となるように、ご説明でご苦勞をおかけしますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

- 栗原教育長 ほかにいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

- 小柳委員 真ん中の2番のスケジュールにあるとおり、説明会等のところにアンケートと意

見交換会と説明会と3つあると思うのですが、意見交換会は1回で足りるのかなというのを思いました。ここに住んでいる方々も多分言いたいことがあると思うので、1回ではなく数回やったほうがいいのではないかと思います。職員の皆さんは大変になってしまうかもしれないのですが、何回か開催したほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○栗原教育長 これについては、今、予定している回数等について、鈴木学校施設建替担当課長、説明をお願いいたします。

○鈴木学校施設建替担当課長 お話しいただきました、まず意見交換会につきましては、既に日程等を決めておまして、9月7日・8日・9日の3日間、木・金・土となりますが、木・金の平日は夜7時から、9日土曜日は午前中の10時からで、第三小学校、第三中学校、それからたましんRISURUホールのお部屋を借りましてそれぞれ行うということで、3回このタイミングで行うことを考えております。

また、1月の説明会につきましては、まだこれから計画をるところですが、同じようにそれぞれの場所で最低1回ずつは行うことにしたいと考えておまして、意見交換会の段階ではあまりこちらで決まっているものもありませんので、いろいろ意見を聴取する予定です。それらを活かして、12月までにある程度決まった内容を含めて説明を行う中で、また意見をいただくといったことで進めていきたいと考えております。

以上です。

○栗原教育長 本日の資料については意見交換会の日程までは示していなかったのですが、今、説明があったとおりでございます。ご意見があったとおりで、複数回の実施で、なるべく多くの意見を私どもはお伺いした中で、計画等に反映をしていきたいと考えています。

ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほかはないようでございます。これで、3報告(2)第三小学校／錦児童館／錦学童保育所複合施設整備及び立川第三中学校の建替について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(3) 立川市新学校給食共同調理場整備運営事業変更契約について

○栗原教育長 続きまして、3報告(3)立川市新学校給食共同調理場整備運営事業変更契約について、に入ります。

青木学校給食課長、説明をお願いいたします。

○青木学校給食課長 学校給食課より、立川市学校給食共同調理場の整備についてご報告を申し上げます。昨日は、東調理場の開所式にご出席いただきましてありがとうございました。建設工事も終了し、6月30日に施設の引き渡し、そして昨日7月12日に開所式を開催することができました。今後、開業準備のための調理、配送リハーサル等を実施、中学校は8月

28日から、第一から第八小学校は9月4日から順次東調理場より給食を提供してまいります。

2つの調理場の施設名称につきましては、7月1日より新調理場を学校給食東共同調理場、現調理場を学校給食西共同調理場とするとともに、2つの調理場を合わせた愛称は「みんなのくるりんキッチン」となります。

続きまして、配送対象校となる中学校及び第一から第八小学校の施設改修工事につきましては、現在中学校2校及び小学校8校の準備作業等を行っており、既に工事中の一部の学校を除き夏休みから工事を開始いたします。改修工事等の所要の準備完了後、各学校で配送、配膳リハーサルを行ってまいります。

また、配送対象校の児童・生徒に向けた周知としましては、5月から7月にかけて校内にポスター掲示を全5回行い、給食提供方法が変更になること等について説明をしてきているところでございます。

なお、6月議会では、整備用地から汚染土が発覚したことによる建設工事の一次中止に伴う対応経費や要求水準書の変更等による変更契約議案及び補正予算をお認めいただいております。建設工事の一次中止に伴う対応経費については、追加土壌汚染対策工事費とともに、同様に整備用地の売り主である財務省と契約不適合責任に該当するか、引き続き協議を詰めてまいります。

学校給食課からの報告は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 昨日の開所式はありがとうございました。昨日の説明でもなるほどと思ったのですが、中学校は食器と食缶が同時に配送されていて、現在の小学校のやり方としては食器が先に行って食缶が後に行くと、そのように伺っています。スタートはそういう慣れたやり方でやるということなのだと私は解釈しているのですが、今後、小学校も中学校と同じように食缶と食器が同時に配送されるというような、そういう見通しというか計画というようなものはあるのでしょうか。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 現在の西調理場のほうにつきましても、委員のおっしゃるとおり、給食と食器は別々で行かせていただいております。これにつきましては、給食を作る時間を確保しているために、食器だけが先に行って学校で配膳員に準備をしてもらって、その上で給食を食缶に入れて持っていくというような対応になっております。その時間差をつくることによって給食の調理をする時間も確保していきたいと考えています。給食は作り終わってから2時間以内に食べていただくということがありますので、そのような取り扱いになっております。今現在は、このやり方については変更する予定はございません。ただし、今後、一緒にすることが物理的に可能であるのかどうか、それについては検討の余地はあるかと考えております。

以上です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 2点あります。1点は、この表にあるように電気自動車充電設備が付いたということなのですが、電気自動車は近々使うのでしょうか。

それとも、将来使うからもう付けておこうという感じなののでしょうか。質問の1つ目です。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 公用で使う電気自動車につきましては、今年度の予算で認めております。この夏に納車される予定で、使えるようになっていく予定となっております。台数につきましては3台を予定しております。

以上です。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ありがとうございます。では、3台の電気自動車が走って、ほかはいつものトラックになるということですね。

もう一つが、先ほど石本委員が質問されたことと少しつながるのですが、これは学校に2往復しているということですね。まず食器だけ送って1回帰ってきて、ごはんを載せてまた行くということですね。そうすると、1回目帰ってくる時は空っぽということですね。何か少しもったいないなと思って、何か持って帰ってこられる物がないのか、やはり1回で終わらせるほうが経費からしてもいいような気がするのですが、いかがでしょうか。学校のスケジュールと給食ができるタイミングとで難しいとは思いますが、もう少し効率よくできる案は何かないのだろうかと思ってしまいました。

以上です。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 実際に今そのようにやっている理由の一つとしましては、同時に配送に入ってしまうと、車の台数も増やさなければいけない、ドライバーの数も増やさなければいけなくなってしまうのが現状としてあります。そういう事情がございますので、今のところ、食器のほうは前日に洗って乾いたものを持っていける状態になっているのですが、やはり給食のほうに難しいということがございまして、そのような取り扱いをさせていただいております。まとめて1校に1台で行っているわけではないので、増えてしまうという形になってしまうので、なかなか難しいところがあると理解しております。

以上です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほかに質疑はないようでございます。これで、3報告(3)立川市新学校給食共同調理場整備運営事業変更契約について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(4) 砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の整備について

○栗原教育長 続きまして、3 報告 (4) 砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の整備についてに入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の整備につきまして報告いたします。砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の整備につきましては、本年3月に作成した実施方針に基づきまして令和7年度からの供用開始に向け工事の準備を進めております。

本年3月17日及び19日には砂川学習館において設計概要説明会を開催し、2日間で計25名の方にご参加をいただきました。市からは施設の整備方針、施設に求められる生涯学習・子育て支援・地域コミュニティの3機能及び設計の概要をお示しするとともに、模型等を用いて説明をいたしました。

また、砂川の歴史と文化の展示については、壁面の一部を1メートル後退し、実物展示が可能なスペースを一部確保することとし、ICT等の活用を含めた展示を設けていくことを説明いたしました。

説明会等での主な質問や意見等は資料に記載のとおりとなりますが、コミュニティルーム、子育てひろばや展示コーナーについてなど、多岐にわたるご質問やご意見を頂戴いたしました。

また、先月6月30日と今月7月1日に建設工事説明会を開催し、計13名の方にご出席をいただきました。

現在砂川学習館は閉館しておりまして、建物は残っております。ただ、これから解体に向けた準備を進めており、今年いっぱい解体工事を中心として行い、その後新しい施設の建築工事を行ってまいります。解体・建築工事につきましては、近隣の方や通行する方の安全を第一に進めるようにしてまいります。

報告は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 出てきた質問や意見がここに書かれていますけれども、「ひろば」という言葉はとでも多く目につきます。これは子育てひろばのことかと思えますけれども、同じような内容もあえて2つ挙げているということで、省略しているということではなく、全部書かれているのですね。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 複数のご意見があったものはまとめてございますが、特に子育てひろばの意見が非常に多くございまして、ニュアンスが違うものは挙げてございます。

子育てひろばの質問が非常に多かったものですから少し重複しているように見えるのですが、その場でいただいたご意見と、ご意見としてペーパーでいただいたものとを載せるようにさせていただいております。

以上でございます。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 たくさんのご意見が子育てひろばに関して出ているのだなということがすごく目につきましたので、この辺は十分配慮していただけたらなと思いました。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほかに質疑はないようでございます。これで、3 報告 (4) 砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の整備について、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

その他はないようでございます。

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは、次回の日程を確認いたします。次回第 14 回定例会は、令和 5 年 7 月 27 日木曜日 13 時 30 分から、302 会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和 5 年第 13 回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後 2 時 2 6 分

署名委員

.....

教育長